

様式第七 (平16内府令68・全改、令元内府令14・令2内府令75・一部改正)

認定経営基盤強化計画の履行状況の報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(報告者) 住 所
名 称
代表者の氏名

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、経営基盤強化に関する計画の履行状況について下記のとおり報告します。

記

1. 経営基盤強化による収益性の向上の状況
2. 組織再編成を実施した時期及びその内容
3. 改革方針に基づく措置の実施状況
4. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
5. 業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項
6. 持分の消却の状況

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 法第3条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(記載要領)

1. 経営基盤強化による収益性の向上の状況
収益性の向上の状況について、様式第一の別表を適宜補正して記載する（中間決算期の場合も適宜補正する。）。また、計画と実績に乖離があった場合は、その理由を記載する。
2. 改革方針に基づく措置の実施状況
別表一により、改革方針に基づき実施した措置の実績と計画を対比させてそれぞれ記載する。
3. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
 - (1) 経営基盤強化計画の開始時期の従業員（職員）数（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合には、その子会社たる銀行ごとにそれぞれ記載する。以下(5)まで同じ。)
 - (2) 経営基盤強化計画の終了時期の従業員（職員）数

- (3) 経営基盤強化に充てた従業員（職員）数
- (4) (3)中、新規採用された従業員（職員）数
- (5) 経営基盤強化に伴い出向又は解雇された従業員（職員）数
- 4. 業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項

別表二により、体制整備の実施状況を記載する。
- 5. 持分の消却の状況

持分の消却の状況を認定経営基盤強化計画に記した指標を用いて記載する。

別表一

改革方針に基づき実施した措置の状況

改革方針	改革方針に基づく措置の実施結果	認定経営基盤強化計画における改革方針に基づく措置の計画
収益性の高い分野への特化又は参入		
業務の合理化又は業務の提供方法の改善		
業務のための必要度が低い資産又は収益性の低い資産の処分		

(注) 経営基盤強化計画に従って実施する全ての措置について記載する。

別表二

業務を行っている地域における信用供与の方針及びそのための体制整備に関する事項

業務を行っている地域		
信用供与の方針		
信用供与の実施体制の整備に関する事項	実施状況	計画

- (注)
1. 業務を行っている地域（地区）は営業所（事務所）が設置されている都道府県名（市町村名とすることも可）を記載する。
 2. 地域（地区）により信用供与の方針が異なる場合は、それぞれについて記載する。
 3. 信用供与の実施体制の整備に関する事項には、その実施状況を検証する体制を含めて記載する。